

個人情報保護法施行規則の改正の方向性

令和 3 年 11 月
個人情報保護委員会事務局

- 個人情報保護法（以下「法」という。）の令和3年改正のうち、令和4年4月から施行される国の行政機関等に係る部分に関しては、個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則（令和3年個人情報保護委員会規則第4号）により、個人情報保護法施行規則（以下「規則」という。）についての所要の改正が行われ、令和3年10月29日に公布済み。
- 今後、地方公共団体等に係る部分に関しても、規則において、以下のとおり所要の規定の整備を行う予定（令和5年春施行予定）。

1. 保有個人情報の漏えい等における委員会に報告が必要となる事態の範囲

法第68条第1項において、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損（以下「漏えい等」という。）その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きい事態が生じた場合には個人情報保護委員会への報告や本人への通知が義務付けられているところ、当該事態として規則で定めるものを規定する。

【方向性】

要配慮個人情報漏えい等した場合において、個人情報保護委員会への報告及び本人への通知が義務付けられていることを踏まえ、条例要配慮個人情報漏えい等した場合についても、個人情報保護委員会への報告及び本人への通知が必要となる事態とする。

2. 地方公共団体が条例を定めたときの届出の方法

法第167条第1項において、地方公共団体の長は、法の規定に基づき個人情報の保護に関する条例を定めたときは、遅滞なく、その旨及びその内容を個人情報保護委員会に届け出なければならないとされているところ、届出の方法として規則で定めるものを規定する。

【方向性】

- 個人情報保護委員会は、届出に係る事項をインターネット等により公表しなければならない（法第167条第2項）ことを踏まえ、届出は原則としてオンラインによることとするとともに、オンラインによることができない場合を念頭に、届出書によることも可能とする。
- 条例の届出は、デジタル社会形成整備法第51条の規定の施行の日より前に行うことが可能（デジタル社会形成整備法第8条第2項）とされているところ、当該施行の日より前に届出が可能となるよう所要の措置を講じる。

以上